令　和　５　年

上尾伊奈資源循環組合議会

第１回臨時会議案

概　　要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議　　案　　名

議案第　１号　専決処分の承認を求めることについて……　1
議案第　２号　専決処分の承認を求めることについて……　2
議案第　３号　令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計補正予算（第１号）……別冊
議案第　４号　上尾伊奈資源循環組合議会定例会条例の制定について…　5
議案第　５号　上尾伊奈資源循環組合情報公開条例の制定について……　6
議案第　６号　上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会条例の制定について……　7
議案第　７号　上尾伊奈資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について……　8
議案第　８号　上尾伊奈資源循環組合の退職管理に関する条例の制定について……　9
議案第　９号　上尾伊奈資源循環組合の分限に関する条例の制定について……１０
議案第１０号　上尾伊奈資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について……１１
議案第１１号　上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の制定について……１２
議案第１２号　上尾伊奈資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について……１３
議案第１３号　上尾伊奈資源循環組合財政状況の公表に関する条例の制定について……１４
議案第１４号　上尾伊奈資源循環組合行政財産の使用料に関する条例の制定について……１５
議案第１５号　上尾伊奈資源循環組合財産の交換、譲与、無償交付貸付等に関する条例の制定について……１６
議案第１６号　上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例の制定について……１７

議案第１号 専決処分の承認を求めることについて	
１　提案理由	上尾伊奈資源循環組合の設立に伴い、令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計予算を緊急に編成する必要が生じ、令和５年４月１日専決処分したので、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第３項の規定により、その承認を求めるもの
２　内容	**１　予算の概要** (1)　議会費　１６８千円 議会の運営に係る経費 (2)　総務費　７４，９９６千円 事務機器の保守費用、派遣職員人件費負担金など組合の運営に係る経費 (3)　衛生費　４千円 建設候補地の測量や基本構想策定業務など広域ごみ処理施設の建設準備に係る経費（科目設置） (4)　予備費　１，０００千円 当初予算編成時に予期していない事態に対応するための経費 **２　専決処分をした理由** 令和５年４月１日に上尾伊奈資源循環組合が設立されたため、同日から同組合の運営に係る業務を行う必要があるので、当該運営に係る経費を計上した令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計予算を緊急に編成し、同日に専決処分した。

議案第２号 専決処分の承認を求めることについて	
１　提案理由	上尾伊奈資源循環組合の設立に伴い、上尾伊奈資源循環組合の休日を定める条例ほか２０件の条例を緊急に制定する必要が生じ、令和５年４月１日専決処分したので、地方自治法第２９２条の規定により準用する同法第１７９条第３項の規定により、同意を得るもの
２　内容	・上尾伊奈資源循環組合の休日を定める条例 休日に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合公告式条例 公告式に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合事務局設置条例 管理者の直近下位の内部組織として、事務局を置くもの ・上尾伊奈資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例 個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合個人情報保護審査会条例 個人情報保護に関する審査請求について調査審議するため、審査会を設置するもの ・上尾伊奈資源循環組合監査委員に関する条例 監査委員に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合公平委員会設置条例 本組合に公平委員会を設置するもの ・上尾伊奈資源循環組合職員定数条例 一般職に属する職員の定数に関し必要な事項を定めるもの

	・上尾伊奈資源循環組合職員の定年等に関する条例 職員の定年年齢を６５歳とするほか、職員の定年等に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合職員の服務の宣誓に関する条例 職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する条例 職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合公務災害見舞金支給条例 職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する見舞金の支給に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合職員団体の登録に関する条例 職員団体の登録に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例 管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例 証人等の実費弁償に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例 職員の旅費に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合行政不服審査法関係手数料条例 行政不服審査法の規定により提出書類の写し等の交付を受ける者が納付する手数料に関し必要な事項を定めるもの ・上尾伊奈資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるもの

議案第４号 上尾伊奈資源循環組合議会定例会条例の制定について	
１　提案理由	上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における議会の定例会に関し必要な事項を定めるもの
２　内容	**１　議会の定例会の回数** 本組合の議会の定例会の回数は、毎年２回とする。 **２　令和５年の特例** 本組合の議会の定例会は、令和５年に限り、その回数を「毎年２回」から「年１回」とする。
３　施行期日	公布の日

議案第５号 上尾伊奈資源循環組合情報公開条例の制定について	
１　提案理由	上尾市及び伊奈町の住民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利について定めるもの
２　内容	**１　目的** 行政文書の公開を請求する権利について定めることにより、上尾伊奈資源循環組合の保有する情報の一層の公開を図り、住民による組合行政への参加の充実を推進し、公正で開かれた組合行政の発展に寄与することを目的とする。 **２　条例で定める主な事項** (1)　行政文書の公開を請求することができる者 (2)　公開請求の手続に関する事項 (3)　行政文書の公開義務に関する事項 (4)　部分公開に関する事項 (5)　公開決定の期限に関する事項 (6)　公開の実施に関する事項 (7)　費用負担に関する事項 (8)　審査請求に関する事項
３　施行期日	公布の日

議案第６号 上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会条例の制定について	
１　提案理由	上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの
２　内容	**１　所掌事務** 審査請求に関する諮問案件について、調査審議を行う。 **２　組織** 委員３人をもって組織し、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。 **３　任期** 委員の任期は、２年とする。
３　施行期日	公布の日

議案第７号 上尾伊奈資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	
１　提案理由	上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるもの
２　内容	**１　任命権者による人事行政の運営の状況の報告** 任命権者は、毎年７月３１日までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならないこととする。 **２　公平委員会の業務の状況の報告** 公平委員会は、毎年７月３１日までに、管理者に対し、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求に関する業務について、前年度における状況を報告しなければならないこととする。 **３　報告の公表** 管理者は、任命権者及び公平委員会から報告を受けたときは、毎年１２月３１日までに、これらの報告をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならないこととする。
３　施行期日	令和６年４月１日

議案第８号 上尾伊奈資源循環組合職員の退職管理に関する条例の制定について	
１　提案理由	職員の退職管理に関し必要な事項を定めるもの
２　内容	再就職者のうち、部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員であって離職した日の５年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
３　施行期日	公布の日

議案第９号 上尾伊奈資源循環組合職員の分限に関する条例の制定について	
１　提案理由	職員の意に反する降任、免職及び休職の手続等に関し定めるもの
２　内容	**１　降任、免職及び休職の手続** 任命権者は、心身の故障のため、職員を降任し、若しくは免職する場合又は職員を休職する場合は、医師２人以上を指定してあらかじめ診断を行わせなければならないこととする。 **２　休職の効果** 心身の故障のため、長期の休養を要する場合の期間は、３年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、任命権者が定めることとする。
３　施行期日	公布の日

議案第１０号 上尾伊奈資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について	
1　提案理由	上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるもの
2　内容	**1　懲戒の手続** 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならないこととする。 **2　減給の効果** 減給は、１日以上６月以下の期間、その発令の日に受ける給料月額の１０分の１以下を減ずるものとする。 この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 **3　停職の効果** 停職者は、停職の期間（１日以上６月以下）中、その職を保有するが職務に従事せず、いかなる給与又は報酬も支給されないこととする。
3　施行期日	公布の日

議案第１１号 上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の制定について	
１　提案理由	地方公務員の育児休業等に関する法律を実施するため、職員の育児休業に関し必要な事項を定めるもの
２　内容	**１　地方公務員の育児休業等に関する法律を実施するため、次に係る事項等を条例で定める。** (1)　育児休業をすることができない職員 (2)　育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情 (3)　育児休業の承認の取消事由 (4)　育児短時間勤務をすることができない職員 (5)　育児短時間勤務の承認の取消事由 (6)　部分休業をすることができない職員 (7)　部分休業の承認の取消事由 **２　妊娠又は出産等についての申出及び育児休業の請求に係る措置等** 任命権者は、職員からの当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これらに準ずる事実の申出及び育児休業の請求が円滑に行われるよう勤務環境の整備に関し必要な措置等を講じなければならない。
３　施行期日	公布の日

議案第１２号 上尾伊奈資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について	
１　提案理由	上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるもの
２　内容	**１　議会の議決に付すべき契約** 予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負に関する契約は、議会の議決に付さなければならない。 **２　議会の議決に付すべき財産の取得又は処分** 次に掲げる財産の取得又は処分は、議会の議決に付さなければならない。 (1)　予定価格２，０００万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。） (2)　予定価格２，０００万円以上の不動産の信託の受益権の買入れ又は売払い
３　施行期日	公布の日

議案第１３号

上尾伊奈資源循環組合財政状況の公表に関する条例の制定について

１　提案理由	上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における財政状況の公表に関し必要な事項を定めるもの
２　内容	**１　公表時期** 財政状況の公表は、毎年６月１日及び１２月１日に行うものとする。ただし、組合の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日に行うものとする。 **２　公表事項** 区分／６月１日公表／１２月１日公表 対象期間／前年１０月１日から３月３１日までの期間／４月１日から９月３０日までの期間 公表事項／(1)　予算に対する収入及び支出の状況 (2)　財産、地方債及び一時借入金の現在 (3)　その他管理者が必要と認める事項／(1)　予算に対する収入及び支出の状況 (2)　財産、地方債及び一時借入金の現在 (3)　その他管理者が必要と認める事項 (4)　前年度決算の概況 **３　公表の方法** 財政状況の公表は、上尾伊奈資源循環組合公告式条例第２条第２項に掲げる掲示場への掲示その他管理者が必要と認める方法により行う。 **４　閲覧** 上尾市及び伊奈町の住民は、公表の日から３月間は財政状況の閲覧を請求することができる。
３　施行期日	公布の日

議案第１４号 上尾伊奈資源循環組合行政財産の使用料に関する条例の制定について	
１　提案理由	行政財産の使用を許可した場合における使用料について定めるもの
２　内容	**１　使用料の納付** 行政財産の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。 **２　使用料の額** (1)　土地 ア　建物の敷地として使用させる場合　当該土地の適正な価格に１，０００分の３．５を乗じて得た額 イ　電柱等の用地として使用させる場合　類似のものの使用料を勘案して管理者が定める額 (2)　建物 ア　建物の全部を使用させる場合 当該建物の適正な価格に１，０００分の６を乗じて得た額に当該建物の敷地の適正な価格に１，０００分の３．５を乗じて得た額を加えて得た額 イ　建物の一部を使用させる場合 当該建物の全部を使用させる場合の使用料に相当する額に当該建物の延べ床面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額 **３　納付の時期** 使用料は、前納しなければならない。
３　施行期日	公布の日

議案第１５号

上尾伊奈資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

１　提案理由	上尾伊奈資源循環組合の設置に伴い、本組合における財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めるもの
２　内容	**１　普通財産** 区分：交換 ／ 要件：本組合において、公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とする場合等 区分：譲与又は減額譲渡 ／ 要件：他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を当該地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡する場合等 区分：無償貸付又は減額貸付 ／ 要件：他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公共事業の用に供する場合等 **２　物品** 区分：交換 ／ 要件：物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認める場合 区分：譲与又は減額譲渡 ／ 要件：公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡する場合等 区分：無償貸付又は減額貸付 ／ 要件：公益上必要がある場合
３　施行期日	公布の日

議案第１６号 上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例の制定について	
１　提案理由	新たに建設する一般廃棄物処理施設等の整備に係る必要な事項を調査審議するため、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会を設置するもの
２　内容	**１　所掌事務** 管理者の諮問に応じ、ごみ広域処理施設の整備方針等について調査審議する。 **２　組織** 委員１２人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。 (1)　識見を有する者 (2)　関係団体を代表する者 (3)　組合を組織する地方公共団体の職員 (4)　前３号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者 **３　任期** １の所掌事務が終了する日まで
３　施行期日	令和５年７月１日